

ID: 259

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市墓地条例 第11条		
例 規 番 号	令和2年条例第42号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用許可を取り消すことができる。 (1) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 不正の申請により、許可を受けたとき。 (3) 使用者の許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき。 (4) 使用者が許可を受けた日から3年間墓所を使用しないとき。 (5) 使用者の所在が不明となった日から起算して10年を経過してもその所在が明らかにならないとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日